

第 1 章

計画策定の 基本的な考え方

-
- 1 ◆ 計画策定の趣旨 8
 - 2 ◆ 計画の性格と役割、期間 9

1 ◆ 計画策定の趣旨

2019（令和元）年12月、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」を実現するため、「山梨県総合計画」を策定しました。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の変化と求められる行政需要に対応するため、2021（令和3）年7月に計画を見直し、コロナ危機の最中であっても、あらゆる施策・事業を着実に実施し前進し続けてきました。

今後は、これまでに創り上げてきた山梨発展の基盤の上に立ち、県民の豊かさ・幸せを一層増進していきます。

そのためには、県民の生活基盤を強く安心できるものにする「ふるさと強靱化」、物理的な面とともに意識の上での開化も進め、全ての人に対して開かれた「『開の国』づくり」、それらの先に、県民一人ひとりに豊かさをもれなく届けられる仕組みをもった「豊かさ共創社会」を築き上げるべく、取り組んでいく必要があります。

そこで、これまでの歩みを更に前進し加速させていくため、新たな総合計画を策定します。

2 ◆ 計画の性格と役割、期間

計画は、あらゆる部門計画の上位に位置する、県政運営の基本指針となるものであり、約20年後の2040（令和22）年頃までに目指すべき本県の将来像を示す長期的な構想としての性格と、リニア中央新幹線の開業後となる2030（令和12）年頃を見据えて、これからの4年間に実施する施策・事業を明らかにするアクションプランとしての性格を併せ持つものです。

計画期間は、2023（令和5）年度から2026（令和8）年度までの4年間とします。

また、本計画をまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置付けるとともに、行財政改革に係る取り組みについても、本計画の中で一体的に明らかにします。

なお、2015（平成27）年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）について、地方自治体においても整合性を持った取り組みが求められている中、本県は、2023（令和5）年5月、内閣府から「SDGs未来都市」に選定されました。

2030アジェンダに記載された「誰一人取り残さない」という考え方は、本計画の基本理念と方向性を同じくするものと考えられるため、計画の推進に当たっては、本計画の政策体系との関係を整理しながら、推進していくこととします。

図表1 SDGsの17のゴール



